

令和5年広尾町議会予算審査特別委員会 第2号
(新年度予算)

令和5年3月8日(水曜日)

開議 午前10時00分

1、委員長(小田) ただいまより、予算審査特別委員会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本委員会は、さきに付託された議案第45号 令和5年度広尾町一般会計予算についてから議案第53号 令和5年度広尾町下水道事業会計予算についてまでの9件を審査します。

お諮りします。審査の方法は、別紙予算審査表に基づき進めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、別紙予算審査表により行うこととします。

これより議案第45号 令和5年度広尾町一般会計予算についてを審査します。

初めに、一般会計予算の歳出のうち、審査番号1、1款議会費と2款総務費を審査します。

これより質疑に入ります。1款議会費と2款総務費に対する質疑の発言を許します。

旗手委員。

1、委員(旗手) まず、予算書の27ページです。

印刷製本費の関係で質疑をしたいと思います。教育行政執行方針を見ますと、令和4年は16行の30文字だったのです。それが令和5年には25行の31文字になっています。町政執行方針を見ますと、19行で30文字、これが令和4年で、令和5年は19行で35文字となっています。昨年の予算委員会でも質問をしたところですが、教育行政執行方針、町政執行方針ともに一定の縮減にはなっています。

ただ、教育執行方針は、令和4年、16行30文字が令和5年は25行の31文字になっていて、38%縮小となっています。それに対して町政執行方針は、令和4年が19行の30文字、令和5年は19行の35文字ということで、縮小は14%ということなのですが、教育行政執行方針の縮減率が約4割となっていますけれども、町政執行方針もこれに合わせることはできないのかどうか、そのことについてお答えいただきたいと思います。

それと、予算説明資料の11ページ、子ども農山漁村交流から始めるまち・ひとづくり事業7,199万円計上されておりますけれども……

(「700万円」の声あり)

719万9,000円ですね。これですが、昨年も予算委員会で聞きましたけれども、農山漁村ホームステイで荒川区の子どもに係る自己負担が令和4年度は1万5,000円でしたが、西海市への参加の負担金よりも安くなっています。今後検討するとのことでしたけれども、今年度の負担額は幾らと考

えていますか。

それから、3点目です。予算書の42ページ、中川一郎記念館の管理費ですが、178万7,000円計上されておりますけれども、令和4年度の入館者数は何人だったのでしょうか。

また、昨年質問した際には、運営方針の見直しを聞いたところ、今後検討するということでしたけれども、記念館の運営管理の在り方、どのように改善するのか検討されたのかどうか、そのことについて説明をお願いします。

1、委員長（小田） 山岸総務課長。

1、総務課長（山岸） 旗手委員の質問にご説明をさせていただきます。

町政執行方針ですが、昨年度の予算審査特別委員会を受けまして、私どもの町政執行方針のほうもポイント数を小さくして調整しております。

ただ、私のほうで教育委員会のほうと調整が不十分であったということは、私は反省しております。今後、見やすさ等も追求しながら、町政執行方針、教育行政執行方針、皆さんに見やすく合わせていけるように調整していきたいと考えております。

続きまして、42ページの中川一郎記念館の運営方針ということですが、昨年度の予算審査特別委員会でもご説明したとおり、町の施設として今後も管理運営する予定となっております。

現在、4月から11月の期間については休日等の開館、それと12月から3月までは週に1回程度の管理を行って、経費の削減には努めているところではありますが、今のままの記念館でいくという形でおりますので、それ以上の削減等の運営方針は決めておりません。

すみません。令和4年度の入館者数なのですが、今ちょっと押さえておりませんので、後ほどご説明したいと思えます。

1、委員長（小田） 及川企画課長。

1、企画課長（及川） それでは、2点目のホームステイ事業の保護者の負担額についてであります。この額につきましては、荒川区とも相談しながら段階的に引上げを行っております。令和2年度から1万5,000円とすることで協議をしたところであります。ただ、この額に決めてから3年連続で事業自体が中止になっておりますので、今年度は令和2年度に決めた1万5,000円をご負担いただくということで考えております。

以上です。

1、委員長（小田） 山岸総務課長。

1、総務課長（山岸） 申し訳ありません。令和4年度の中川一郎記念館の入館者数ですが、4月から11月まで321名ということになっております。

以上であります。

1、委員長（小田） 志村委員。

1、委員（志村） 予算説明資料の11ページ、事業番号17、予算書は36ページ、04番ですね。生活交通路線維持費補助金が2,694万5,000円計上されておりますけれども、このことについては、以前から事業費の圧縮について関係町村と協議すべきではということをお願いしてきました。町政執行方針の中で、沿線町村の中で令和5年度の減便に向けた協議を行っているとのことですが、

も、費用負担の軽減の可能性についてお伺いしたいと思います。

1、委員長（小田） 鎌田企画課長補佐。

1、企画課長補佐（鎌田） 広尾線のバスの負担金の関係です。令和2年度から乗降調査や乗客沿線の住民アンケートを沿線で作ります協議会で実施をしてくまして、今年度減便に向けた協議を行ってきたところであります。その中で十勝バスによります収支のシミュレーションを行っておりますが、2往復減便をした場合、1往復を減便した場合で、乗客がそのまま乗ってくれるかどうかという条件もありますけれども、最大で約3,600万円の減という試算が出ております。

以上です。

1、委員長（小田） 志村委員。

1、委員（志村） 今、3,600万円の減というお話です。これは運行経費、全体の経費が3,600万円減するという考え方でいいのですよね。そういうことですよね。そうですね。違うのですか。

1、委員長（小田） 鎌田企画課長補佐。

1、企画課長補佐（鎌田） 申し訳ありません。今言った3,600万円というのは、帯広市から広尾町までの沿線自治体の負担金全ての総額が3,600万円ということになりまして、広尾町の負担で言いますと、今3,600万円のうち最大928万円が広尾町負担減となる見込みのシミュレーションとなっております。

1、委員長（小田） 前崎委員。

1、委員（前崎） まず、1点目の関係ですけれども、予算書の32ページ、4目の会計年度任用職員の部分でありますけれども、これは2020年度にこの会計年度任用職員制度がスタートして、この3月で丸3年になるわけであります。本町も条例でこの会計年度任用職員の規定がありますけれども、本来は任用期間は1年間だけ、4月1日から翌年の3月31日という形で条例の規定もございません。ただ、法律も同様の形になってはいますけれども、総務省の運用方針といいますか、いわゆるガイドラインの中で1年の任用期間ですけれども、更新ができるという部分で、これを上限2回までという形でガイドラインに規定してございます。したがって、3年目で任用期間が切れるということで、ただ、この場合も再度公募すれば面接を受けて継続できるということでもありますけれども、こういった法的義務、もう根拠もないそういった部分で規定されておりますけれども、一般的に3年の壁というふうに言われておりますけれども、本町の取扱いはどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

それから、予算説明資料の11ページなのですけれども、事業番号8番の結婚新生活支援補助金、これは新規に結婚した世帯に対する費用の一部を支援するということでありますけれども、上限30万円となっておりますけれども、今年度、令和5年度、何世帯分を見込んでいるのか、ご説明いただきたいと思います。ちなみに、昨年度も300万円予算計上して、この3月に235万円減額しておりますけれども、昨年度の実績を含めて説明をしていただきたいと思います。

それから、事業番号13番の広尾町生き生きプロジェクト交付金の関係であります。人口減少問題に対応するため、労働力不足の解消、交流・関係人口の増加を図るということでもありますけれども、これは令和3年度は470万5,000円予算計上して、昨年度が207万2,000円、今年度が今166万6,000円

となっておりますけれども、令和3年度、令和4年度の実績値は幾らになっているのか、新年度はどの程度の中身なのか、もう少し詳しくご説明をいただきたいと思います。

それから、その下の14番、移住支援金であります。これは令和3年度の新規事業ということでスタートしておりますけれども、令和3年度が220万円の予算計上、令和4年度は160万円予算計上して、この3月で皆減160万円の減額補正をしていますけれども、令和5年度のこの160万円の内容についてどのようなものなのか、説明をいただきたいと思います。

それと、事業番号18番の子ども農山漁村交流から始めるまち・ひとづくり事業の関係で、いわゆる農山漁村ホームステイの部分のそういった費用について、以前は荒川区の子どもたちの参加負担金というのが3,000円だけということで再三議会でも指摘をして、今、説明があったように、令和2年度から1万5,000円に引き上げられたのですが、実は本町の財政力指数、過般も説明いただきましたけれども、0.23程度なのです。荒川区は、東京23区では本当に低いほうなのですが、それでも広尾町の1.5倍以上の財政力指数がございます。加えて、ご承知かと思うのですが、荒川区は来年度、令和5年度から学校給食費の無料化をスタートいたします。それで、予算額としては7億5,000万円を議会で提案しているということを知っておりますけれども、小学校24校、中学校10校の児童生徒の学校給食費を無料にするということでありまして、そういった意味で、広尾町は大変、財政力指数もどちらかというと首都圏から見れば低い、そういった財政状況を鑑みて、もう少し応分の負担を求める。実は昨年と同様の質問をしたときに今後検討したいということだったので、先ほどの説明では従来どおり昨年同様1万5,000円であるということでもありますけれども、今後どのような形で検討されていくのか、これについてもご説明をいただきたいと思っております。

あと、事業番号37番なのですが、滞納整理機構運営分担金との関係であります。毎年度12件程度の引継ぎを機構のほうにされているということなのですが、ちょっとその中で分担金の確認をしたいのですが、いわゆる応益割的といいますか、引継ぎの1件当たりの金額、それから納税額に対する負担割、これもあるかと思うのですが、何%になっているのか、これについてもご説明をいただきたいと思っております。あと、この引継ぎの中で10万円未満、それから10万円以上50万円未満、50万円以上100万円未満、100万円以上、それぞれの件数、もし分かりましたら、併せてご説明をいただきたいと思っております。

以上です。

1、委員長（小田） 山岸総務課長。

1、総務課長（山岸） 会計年度任用職員の運用であります。広尾町におきましては毎年度、1年度ごとの契約でありますけれども、更新を5年間までしているという運用規定で行っております。

以上であります。

1、委員長（小田） 及川企画課長。

1、企画課長（及川） それでは、2点目の結婚新生活支援補助金についてであります。令和5年度については、国の制度が多少見直しになりまして、29歳以下のご夫婦であれば1世帯当たり60万円の支給ということになりました。39歳以下については従来どおり30万円ということで、予算につ

きましては、29歳以下のご夫婦が3組、39歳以下のご夫婦が4組分ということで、合計で7組分の予算を見込んでおります。令和4年度の実績なのですが、申請があったのが2組ということになっています。

続きまして、4番目の移住支援金の関係であります。こちらにつきましては、令和4年度は残念ながら実績がありませんで、全額減額をしたところなのですが、令和5年度につきましては、2組分の予算ということで、去年より少なめに見込みまして160万円を計上しているところであります。

5つ目のホームステイ事業の負担額の件についてですが、先ほども説明したのですが、令和2年度に1万5,000円という額に決めてから、一度も事業自体を実施しておりませんので、今年再開できるということになれば、この1万5,000円の負担をいただいて実施して、保護者などの声も聞いてこれから判断していきたいと思うのですが、担当としては、この事業、学年全体の児童に来ていただくという趣旨でありますので、保護者の経済状況もいろいろあるかと思っておりますので、1万5,000円という金額は現時点では妥当な金額であると判断して計上をさせていただいております。

以上です。

1、委員長（小田） 鎌田企画課長補佐。

1、企画課長補佐（鎌田） 活き生きプロジェクト交付金の関係であります。この活き生きプロジェクトですが、広尾町を豊かな資源を生かした魅力と活力あふれる持続可能な地域とすることを目的に町と産業団体が中心になって設立をしている団体であります。事業内容としましては、総務省が推進をしておりますふるさとワーキングホリデーを中心に事業を行っております。

令和4年度につきましては、ふるさとワーキングホリデーの受入れを行いまして、8月から11月までの間にかけて、人数で言うと5人の受入れがありました。コロナの関係もありまして、なかなか受入れが難しい状況でありましたけれども、4年度は5人という受入れ実績になりまして、事業費につきましても、当初見込んでいたよりも少なかったものですから、それに係る分、事業費も減額になっているということになります。

令和5年度につきましても、同じくふるさとワーキングホリデーを推進していく予定になっています。実施時期につきましては、9月から11月の3か月程度を見込んでおりまして、費用につきましても昨年と同じような費用で実施をしていく予定となっています。

以上です。

1、委員長（小田） 楠本住民課長。

1、住民課長（楠本） 滞納整理機構の分担金の内容になりますが、内容につきましては、実績割は2年前の徴収実績の8%というような形で計算をされております。

それから、納税の状況なのですが、10万円以上が8件、それから50万円以上が4件というような形になっております。

以上です。

1、委員長（小田） 前崎委員。

1、委員（前崎） 結婚新生活支援補助金の関係でありますけれども、この内容については令和3年の2定で私が一般質問で取り上げたところなのでありますけれども、管内の半数以上が実施をしているということと、国の補助金もあるということなのでありますけれども、この中で、一般質問で私が言った内容では、清水町の場合、実際実施して結婚した40組中3組しか該当しなかったということなのでですね。初年度そういう結果ということで、2年次から町単独で実施して、いわゆる多くの対象者に支給できるように、そういうふうに見直しをしているということも含めて紹介させていただいたのでありますけれども、1つには、今、年齢については上限39歳までということで、清水町は年齢制限も、ある程度町単独で幅を広げていますし、一番のネックは所得制限なのであります。これは400万円となっているのでありますけれども、2人合わせての金額ですから、例えば共稼ぎしている場合については、多分これを超えるのかなと。清水町の場合もこの所得制限の部分で40組中3組しか該当しなかったということ踏まえて、それを超えても支給すると。当然国の補助基準をオーバーしていますので、それは町単独事業ということになりますけれども、結婚新生活支援のための部分として、やっぱりそういった見直しを的確にしてやられております。

今後の実績を見て検討したいというご説明であったのでありますけれども、昨年度についてはやっぱり2組程度ということですから、そういった意味で言うと、さらにこの事業を多くの方々に推進する意味で、そういった見直しというのは当然必要になってくると思うのでありますけれども、その点についてどのように考えているか、お答えいただきたいと思っております。

それと、事業番号14の移住支援金の関係ですけれども、令和4年度については160万円提案して皆減ということでゼロなのでありますけれども、令和3年度の実績値についての説明がなかったのでありますけれども、中身的には東京圏から広尾町へ移住した人が町内の企業に就職して定着した場合ということですから、この定着の割合も、例えば1年未満とか1年以上とか2年とか、そういう区分があったかと思うのでありますけれども、それを含めてもう一度ご説明をいただきたいと思っております。

以上です。

1、委員長（小田） 及川企画課長。

1、企画課長（及川） 初めに、結婚新生活支援補助金についてであります。

広尾町については、令和4年4月以降、婚姻されたご夫婦が20組いたそうです。その中で調べますと、年齢要件をクリアしていたのは18組いらっしゃったということで、実際申請があったのが2組ということなので、申請に至らなかったご夫婦というのは、恐らく収入要件のほうで引っかかったということになるかと思っております。

それで、令和5年度予算の策定作業の中で、広尾町単独での要件の拡大についても、課の中で検討をしたのでありますけれども、ちょうどそのタイミングで国のほうの制度が所得が100万円増額になるという情報がありました。年収でいくと約670万円まで引き上げることが国のほうから示されましたので、広尾町についても国の制度に沿って収入要件が増額になるということと、あと29歳以下の補助額が増額になるというところに合わせて令和5年度は予算要求をしたところであります。

次、移住支援金についてでありますけれども、こちらは令和3年度から実施している事業なのですが、過去2年間、令和3年度、令和4年度については実績はありませんでした。令和5年度については、

去年も申し上げたのですけれども、登録事業所の拡大をしないと人材が確保できないというところで、去年も関係する事業所回りをして登録を働きかけたのですけれども、実際登録に至ったのが1事業所しかありませんでした。この事業、予算化しているのですが、今までに活用がないということで、今後、登録事業所の拡大に向けて、さらに力を入れて少しでも多くの事業所に登録していただけるように努めていきたいと思っております。

以上です。

1、委員長（小田） 前崎委員。

1、委員（前崎） この移住支援金についても国の助成対象ということなのですが、この内容を見ると、東京圏という大きな定義がありまして、ここが一番のネックだなと思っております。先ほどの例ではないのですが、要するに東京圏からということですからかなり限定されている部分なのですが、例えば東京圏から移住した分については国の助成対象になりますけれども、東京圏ではなくて要するに端的に町外から広尾町へ移住してといった場合、当然これは町単独事業になりますけれども、金額はさておいて、そういったことも町単独事業になることによって移住・定住に結びつくということも想定できますけれども、その点の検討についてはどのようにされているのか、ご説明いただきたいと思えます。

1、委員長（小田） 及川企画課長。

1、企画課長（及川） 移住支援金の件であります。国としては首都圏の一極集中を何とか是正したいというところが狙いがあります。なので、この制度に沿って広尾町も事業の実施をしているところなのですが、実際、東京圏以外のところからの移住についても拡大してはどうかという声はこちらにも届いております。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、登録事業所がなかなか増えていかないものですから、まず広尾町の事業所が町外から人材をぜひ獲得したいというところをまず先決として進めて、その先に東京圏に限定しないでほかの地域にも広げようではないかというところに広がっていくのかなと思っておりますので、まずは登録事業所の拡大に向けて力を入れていきたいと思っております。

1、委員長（小田） ほかにありませんか。

松田委員。

1、委員（松田） 予算説明資料の11ページ、12番の移住体験事業になります。昨年度の実績と、この金額の内訳をお聞きしたいと思います。

1、委員長（小田） 及川企画課長。

1、企画課長（及川） 昨年度の実績であります。ふるさとワーキングホリデーの参加者もこの住宅を利用しております。それらを含めると7組13名が移住体験住宅を利用いただいたということになります。

この令和5年度の予算の内訳についてであります……

（「実績だけでいい」の声あり）

実績だけでいいのですか。

以上です。すみません。

(「内訳」の声あり)

(「音調津が何組で、ほかは何組」の声あり)

1、委員長(小田) 及川企画課長。

1、企画課長(及川) 申し訳ありません。

令和4年度の利用の内訳であります。音調津の住宅が2組3名、日数で言うと122日、広尾町の住宅が5組10名、日数で言うと111日ということで、先ほど言ったとおり合計で7組13名、日数で言うと233日ということで、コロナ以前の水準に近づきつつあるような利用状況になっております。

1、委員長(小田) 松田委員。

1、委員(松田) 75万5,000円の金額の内訳はありますか。修繕費とかということなのですかね。

1、委員長(小田) 及川企画課長。

1、企画課長(及川) 令和5年度の事業費の内訳の中なのですけれども、大きなものでは、ストーブが故障しているということで、修繕費というか、備品購入費に18万2,000円を計上しております。そのほかは、通常の年に係る光熱水費であったり、基本的な住宅の維持管理に係る経費となっております。そのほか、来ていただいた方に体験プログラムということで、広尾町のいろんなことを体験してもらう事業も想定しております。その体験プログラムの講師謝金も5万円ほど計上しているという形になっております。ざっくりと、そんな内訳になっております。

1、委員長(小田) 松田委員。

1、委員(松田) 以前のこの予算委員会でもお話あったと思うのですが、利用実績はそれなりにあるのですが、なかなか移住につながっていないというような現状があるということで、その内容ですね。そのときのお話では、端的に言うと観光目的だとか移住以外の目的で使われているようなこともあるというお話をいただいたと思うのですが、そういったことに対して何か考えていかれるようなお話もされていたと思うのですが、例えば今すごく移住が増えている東川町の例をちょっと簡単にお話ししたいと思うのですが、移住体験するためには、最低3か月、最長1年間という区切りを設けていまして、移住体験住宅を使うには、町のPR動画等に参加、移住促進に向けたPR活動への協力というような条件を設けておられるのですが、そういったことから移住につながるような施策というのですか、そういうことを考えて、今、講師の謝金とかというお話もありましたけれども、そういったことにつなげていくような方策があるのかをお聞きしたいと思います。

1、委員長(小田) 及川企画課長。

1、企画課長(及川) 申込みがあった方をこちらで選定して入居者を決定するのですが、その際に広尾町の職場見学だったり、職場体験のようなものを希望される方の優先的な入居をするという方針で進めております。実際、令和3年度に現役世代の方が利用したのですが、職場のほうを体験というか見学していただいて、1名就職をして広尾町に定着したという実績もあります。

広尾町については、期間を2か月以内ということで、最初始めた当初よりも短い期間にしております。それはなぜかということ、少しでも多くの人に住宅を利用して、広尾町のことをいろいろ知っていただきたいという趣旨でありまして、リピーターも一定数いるのですが、新たな人にと

くさん利用していただきたいということと、あと現役世代の人に優先的に入っていただきたいという考えもあります。

来年度は、令和5年度に向けての募集を今ちょうど行っているところなのですが、その中でも現役世代と思われる方の申込みが2組ほどありましたので、そういった方に利用していただくことによって、広尾町のことを知ってもらって、あるいは仕事の状況なんかも見学してもらって、もし移住を思い描いてもらえることになればいいのかなというふうに考えております。

以上です。

1、委員長（小田） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号2、3款民生費を審査します。

これより質疑に入ります。3款民生費に対する質疑の発言を許します。

萬亀山委員。

1、委員（萬亀山） 私は、2点ほどちょっと質問したいと思います。

予算説明資料の15ページの事業ナンバー9番、事業名が特定非営利活動法人の一まひろお補助金、497万3,000円となっております。の一まひろおの多機能型事業所ゆうゆう舎の運営費に対する補助事業となっておりますけれども、この補助金の内訳の説明をお願いします。また、そしてこの補助金を出すことによって次年度も予算が上がることになるのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

そして、2点目は、予算説資料の19ページ、事業ナンバー57番の出産祝い金と61番の出産・子育て応援給付金のことですが、ちょっと私もここ分かりづらかったのですが、まず第1子が生まれたときが5万円となっておりますね、出産祝い金。61番が妊娠届出時5万円、出生届出時5万円。そういったことで、第1子が生まれたとき5万円、妊娠届出時5万円、出産届出時5万円、そして合わせて15万円で、その考えでいいのかちょっとお聞きしたいと思います。そして、第2子も生まれたとき5万円、妊娠届出時5万円、出生届出時が5万円と、15万円。第3子以降の場合になると、生まれたとき10万円になっていますね。ですから、第3子になると合わせて20万円になるのか、ちょっとその辺確認して教えていただきたいと思います。

1、委員長（小田） 宝泉保健福祉課長。

1、保健福祉課長（宝泉） 1点目についてご説明いたします。

NPO法人の一まひろおの補助金についてでございますけれども、この補助金につきましては、当該法人が人材の確保を目的に取り組んでおります職員の給与面における処遇改善に対しまして、障がい福祉サービスの提供を持続可能なものとし、障がい福祉の充実を図る見地から、その処遇改善に要する費用を財政支援するものであり、ご質問の補助金の内訳につきましては、全ての職員13人分の人件費となっております。

また、この処遇改善につきましては、数年かけて段階的に実施されるものでございまして、町の対応としましては、それに合わせて令和5年から9年度までの5年間財政支援を行う予定でござい

ます。

以上です。

1、委員長（小田） 浜頭保健福祉課子育て支援室長。

1、子育て支援室長（浜頭） それでは、説明させていただきます。

委員がおっしゃったとおりでありまして、第1子の子どもが生まれる場合、令和3年度から子育ての経済的負担の軽減ということで町単独事業で事業開始しました出産祝い金、これで5万円がまず支給されます。そして、昨年11月に国で閣議決定されたことによりまして、今年の1月から事業開始しました出産・子育て応援給付金、これによりまして、妊娠届出時に5万円、出産届出時に5万円、合わせると15万円が支給されます。第2子も同じ金額で15万円、第3子には出産祝い金が10万円ですから、20万円の支給というふうになります。

以上です。

1、委員長（小田） 渡辺委員。

1、委員（渡辺） 1点だけ。予算資料の15ページ、番号が18番です。高齢者外出支援交通費助成事業として917万6,000円の計上がありますけれども、これは大変高齢者にとりましてありがたい助成だというふうに考えておりますけれども、ただ、実際に使っている方から言わせると、非常に使いにくいということもあるのです。なぜかという、バスはともかくとしまして、タクシーの場合に時間制限がこの頃かぶさってしまっていて、利用したいときにはタクシーが終わっているみたいなのところが多々見られるということで、それで使いにくい。だから、果たして補助を出す側として、きちんとタクシー会社なり業者なりときちんと打合せをしているのか、交渉してすり合わせをしているのかということについてちょっとお聞きしたいなというふうに思っています。

1、委員長（小田） 宝泉保健福祉課長。

1、保健福祉課長（宝泉） この事業につきましては、タクシーやバスの利用における助成券を交付することによりまして、高齢者の方々に町内の既存の公共交通機関を今まで以上に利用していただくことを目的に実施しておりますのでございます。この実施に当たりましては、タクシー事業者、そしてバス事業者の理解と協力が不可欠でございますので、当然に事業者に対しまして理解と協力を求めておりますが、ただ、事業者の運行形態だとか、あるいは経営方針に対してまで町が指摘をしたり要望したりする立場にはないと認識しております。

以上です。

1、委員長（小田） ほかにありませんか。

前崎委員。

1、委員（前崎） 予算説明資料の15ページなのでございますけれども、事業番号14、15、16の関係であります。これ昨年度からこういう形で新規という形になっておりますけれども、重層的支援体制整備事業、1つ目は参加支援業務、2つ目がアウトリーチ業務、3番目が多機関協働業務と、この3点の部分なのでございますけれども、それぞれ昨年度の事業、例えば参加支援業務では昨年度が351万5,000円、これが今年度192万9,000円、アウトリーチ業務が434万3,000円に対して313万8,000円、多機関協働業務が351万5,000円が192万9,000円と、3つ合わせると4割近い事業費の減少となっているのです。

けれども、この3つの業務の昨年度の実績と内容についてご説明をしていただきたいのと、今回4割程度減少になっている内容についても併せてご説明をいただきたいと思います。

1、委員長（小田） 休憩します。

午前10時49分 休憩

午前11時05分 再開

再開します。

宝泉保健福祉課長。

1、保健福祉課長（宝泉） それでは、ご説明いたします。

まず、予算説明資料の15ページの事業番号14から15、16、17まで、これにつきましては業務の性質上このように区分けをして掲載させていただいておりますけれども、14から17までの4事業を一体的にコミュニティソーシャルワーカー配置委託事業としまして社会福祉協議会に委託をしているものでございます。

それで、令和4年度の実績を申し上げます。まず、委託料のコミュニティソーシャルワーカー配置事業委託料の4年度の実績を申し上げます。総額では1,567万円でございます。まず、委託料の内訳でございます。人件費が1,351万9,000円、旅費が3万1,000円、それから需用費が10万6,000円、役務費、まず通信運搬費が2万7,000円、保険料、車両任意保険料が3万3,000円、それからリース代、コピー機、それからパソコン、車両等で51万2,000円、負担金、研修会の負担金2万2,000円、それから訪問サービス事業でございますが、これにつきましては82万7,000円でございます。

それと、2点目につきまして、令和5年度と令和4年度の委託料の差異でございます。コミュニティソーシャルワーカー2人分の委託料をお支払いしておりますけれども、令和4年度につきましては、50代の職員がコミュニティソーシャルワーカーとして担っていただきました。それで、令和5年度からは今まで産休で離職されていまして若い職員がコミュニティソーシャルワーカーとして配置されますので、その2人の給与水準の違いで、令和5年度は令和4年度と比較しまして委託料全体として減少した額となっております。

以上でございます。

1、委員長（小田） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号3、4款衛生費を審査します。

これより質疑に入ります。4款衛生費に対する質疑の発言を許します。

前崎委員。

1、委員（前崎） 予算説明資料の22ページ、事業番号34番の空き家対策総合支援事業の関係で、空き家の除却に対する補助50万円5件分を見込んでおります。

この空き家除却支援事業も国費の助成事業ということで、令和3年度から始まったと思うのです

けれども、当初、国のこの補助要件が厳しくて、実際、過去に実施した空き家除却については町単事業という形で執行した経緯もありますけれども、昨年度、国の補助対象要件が緩和されたということでもあります。

ただ、これはあくまでも空き家所有者の申請があつてということなのですけれども、実際、町内で空き家の部分で、空き家というよりも、もう倒壊して屋根が積雪でもう落ちて、本当に危険防止でロープで一部結んでいますけれども、美観上あるいは環境的にも市街地の中心部分にあるというようなことについては適切でないなというふうに思いますし、加えて災害的にも、強風等で飛散して事故等にも結びつく、そういったことも想定されるのですけれども、この空き家の除却支援事業で国の補助対象要綱からは外れるのでしょうけれども、やっぱり本町の部分として、今言ったような美観上、環境あるいは防災上、そういった意味で積極的にこの空き家の除却支援という形をできるかできないかということで、庁内でそういったことを検討されたことがあるのかどうか、これについてご説明をいただきたいと思います。

1、委員長（小田） 楠本住民課長。

1、住民課長（楠本） 空き家の関係ですが、危険な空き家については私どもで町内の実態調査等を行い、やはりまず最初に所有者の方にご指導というか、お願いをして、景観上とそれから防犯上、それから危険になって崩壊等になるような物件につきましては、まずは所有者の方に適切な管理をお願いするというような指導の方法を今のところ取っております。

以上です。

1、委員長（小田） ここで、私のほうから質疑を行いたいと思いますので、副委員長と交代します。

（委員長、副委員長と交代）

1、副委員長（旗手） 再開いたします。

それでは、小田委員、質疑の発言を許します。

1、委員（小田） 衛生費について質問させていただきます。衛生費の項目の中だけ、すみません。ページがちょっと今分からないのですけれども、悪臭についてのことについて聞きたいと思います。

この悪臭については、昨年11月だったと思うのですけれども、コミセンで行われた議会報告会での町民の出席者の中から質問がありました。このことについては、水産加工関係でありました。また、私もその後、この臭気、悪臭について、例えば農業関係などほかについていろいろ情報なりを聞いたのですけれども、農業においてもふん尿などの臭気が例えば洗濯物に臭いがつくとか、やっぱりいろんな問題がありました。

それで、この悪臭防止法の目的自体は、「工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的」等々とあります。それで、この悪臭の測定をしなければなりませんけれども、悪臭防止法の中で11条のところでは悪臭の測定について記されているのですけれども、「市町村長は、住民の生活環境を保全するため、規制地域における大気中の特定悪臭物質の濃度又は大気の臭気指数について必要な測定を行わなければならない。」というふうにありますけれども、

ども、このことについて、まず町としてどのように行われてきたのかということをもっと教えてください。

1、副委員長（旗手） 楠本住民課長。

1、住民課長（楠本） 臭気の測定につきましては、過去に何度か測定を行った経緯がございます。

特定悪臭物質の検出については、測定値が過去に行った検査で基準値だったということもあり、実際にここ数年は行ってきておりません。ただ、今後におきましては、測定の必要があると判断したときには、臭気の測定を行っていきたいと考えております。

1、副委員長（旗手） 小田委員。

1、委員（小田） 私は、この悪臭防止法を読んだときに、どういうふうに分かるかということも議員と役場との違いが出てくること自体がちょっとおかしいので、このことですが、必要な測定は、かなりの間を置かないで、何年か置きとか、そういう一つの判断が私は必要だと思ったのですけれども、かなりの年月がたってやっていないということについては、私はちょっと、はっきり言って問題があるのではないかというふうに思います。

そしてまた、このことを、決算委員会でもずっとあったわけですが、この63万2,000円の費用については、予算化したはいいけれども、実際には使われていないという形で来ていること自体もやはり問題だと思うのですけれども、そのことについてひとつ伺いたいと思います。

1、副委員長（旗手） 楠本住民課長。

1、住民課長（楠本） すみません。繰り返になってしまうのですけれども、過去に行った臭気の測定が、今、小田委員が言うように何度かやらなければいけなかったのですけれども、その行った経緯として、そのときに臭気を感じたということで測定を行ったという経緯があります。

ただ、この数年、町としてその判断に至らなかったために臭気の測定は行わなかったというのが実態でございます。ただ、今後におきましては、さっきも言ったように定期的に行っていきたいというふうに思っております。

1、副委員長（旗手） 小田委員。

1、委員（小田） そのことについては分かりました。

そして、いろいろ私も調べましたけれども、臭気をチェックするに当たって、特定悪臭物質規制ということで22の物質がありまして、それについて22項目のうち全部なのか、それか幾つか特定のものについてのチェックを、かなりの前でしょうけれども、やったのかどうか、そして今回いろいろ、この予算の金額で足りるのかどうか分かりませんが、この22項目全部やれるのかどうかということについてもちょっとお聞きしたいと思います。

以上です。

1、副委員長（旗手） 楠本住民課長。

1、住民課長（楠本） 臭気測定の特定悪臭物質の検出した種類なのですけれども、本町が過去に行った測定の際には、本町から検出される可能性が高いと言われている5種類の特定悪臭物質の測定を行っております。

ただ、今後、予算もあるので、それ以上に、22項目ありますが、22項目全てをやると

いうふうには、なかなかその必要性ということも含めてないのかなということ、ただ、その5項目以外にも本町のほうで検出される可能性の高い特定悪臭物質については、予算の範疇で検査項目を拡大していくということも検討したいと思っております。

1、副委員長（旗手） 小田委員。

1、委員（小田） この臭気測定に関して、私はずっとやってこなかったということも非常に残念なのですけれども、今後について1つお聞きしたいのですけれども、多分この場合、いろいろ想像するに、風だとか天気とか温度とかいろんな要素でこの臭気が特定の地域に広がったりとか、いろんなことが考えられるのですけれども、そういうときに、今後この測定をやっていく上で、その専門業者の方にすぐ来てくれと言っても来ないでしょうし、いろんなところで、私はそういう部分において住民から役場に対していろんな苦情が出てくると思うのです。そのときにももちろん、はい、どうのこうのではなくて、きちっとデータベース化して、日にち、いろんな細かい要素、重要なことについて、そういうデータを私はきちっと取るべきだと思うのです。そのことは、後々専門業者が来たときに併せて聞くなり、そして、いろんな大変大切な情報となると私は思うのです。

そのことについて町としてどういうふうを考えるかというのと、それともう一つは、水産業、農業、あとそのほか、加工業、いろんなところから、程度が大きい小さいは別として、いろんな形で出てくると思うのですけれども、こういうことはできないかということをお聞きしたいのですけれども、町としてこういう臭気については自分が出している、出していない、あるいはどこかと混じり合っているとあったらあれですけれども、大変難しいと思うことは間違いありません。

ただ、町としてこのことについて、いわゆるそういう生産者側に対して調査をすることは不可能なのかということをお聞きしたいのです。何を調査するかというのは、聞かれるまでもなく、いろんな形でこの広尾町自体は、もちろん生産者だけではなくて、住民もいっぱいいます。もちろんいっぱいというか、少なくなっているけれども、そういうことで、いわゆる人権の問題ですよ。健康の問題、いろんなことが関わってくるので、発生したりして、そしてそれが始まってからでは遅い部分があるかなと思うのです。そういう意味で、私は責任ある行政の立場として、そのことをやはりいい形で、そしていい協力を生産者側からいただくことが非常に大変大事なことだと思うのですけれども、そのことについてお答えをお願いしたいとも思います。

1、副委員長（旗手） 楠本住民課長。

1、住民課長（楠本） 臭気データの取りの関係なのですけれども、もちろん苦情が例えばあった場合については、その日の日付、時間、それから天候などをこちらのほうできちっと記録して、次の測定値の委託業者に測定値の参考データとして活用していただくということは対応としては行っていきたいと思っております。

それと、次の2点目の関係なのですけれども、行政としては臭気を感じたりそういったときに、きちっと資格のある委託業者が臭気の測定を行って、基準値が例えば超えているということになれば次の段階としてそれを考えていかなければいけないのですが、臭気の測定を行った段階で基準値を超えて、今の段階では、今年はまだやっていないのですけれども、今まで超えたこともないですし、今後もし超えるようなことがあったら、次の段階として行政としてできることを考えていかなければ

ばいけないなというふうに思っております。

以上です。

1、副委員長（旗手） 小田委員。

1、委員（小田） 今のお答えの中で測定して値が超えた場合というふうに言われましたけれども、私がお願いというか主張したいのは、超えるまでもなく一定程度の臭気に関しては、町民の何人の方か分からないけれども、近くに住んでいる方とか、発生されているだろうと思われるようなところ、農業、水産業全て、そして、そこでこの程度ならという判断も非常に難しいと思うのですね。そして、値は確かに法的にも決まっていますから、その値を超えるか超えないかということは、確かに一つの目安になります。

だけれども、私がここで言いたいのは、かなりのある程度厳しくなった時点で、人によっても違うと思いますよ。だから、私は何人かで行って、臭いを嗅ぐと言ったらあれですけども、そういうことも必要だと思うのだけれども、町として一緒にこの町を形づくっている生産者も、そして一般の人も、お互いに同じ空気を吸っていく中で、やはり町として何らかの検討、対策を法律と相まって並行してやっていくべきだと思うのです。その辺について理事者側からお答えいただければと思います。

1、副委員長（旗手） 田中副町長。

1、副町長（田中） 臭気の関係のお話でございます。

人間、生活をしていく上で、様々な臭いが発生をしていくわけでありまして、当然事業活動、生産活動していく中では、それなりの臭いがどうしても発生をしてくるわけでありまして。今、委員からお話のあります部分につきましては、広尾町において臭いの発生する部分があつて、それを測定の関係も含めて、今後、町としてどうしていくのかというお話だというふうに思います。担当課長のほうから今お話ししたとおり、過去の部分で臭気測定をした限りでは、その時点で基準値を超える部分なかったということでもありますけれども、それが相当年数を経過しておりますので、来年度、令和5年度の部分につきましては、本年度の予算の中で執行していきたいというふうに思っております。

それで、今お話もあつたように、臭気を測定する時期ですとか、それから気候、風、いろんなことがあります。そういった時期もどういった時期にやるのがいいのか、またちょっと今年予算の中で、それを何回やるようになっているか、これから打合せしなければならないのですけれども、まずはその測定をどういった形でやって、一番効果的にやれる時期等、そういったものを業者のほうとも相談をさせていただいてやらせていただきたいと。その上で、数値結果を見て、法律に従ってどういった状況なのかということ判断した上で、それがもし基準値を超えていけば業者のほうにもということになるのですが、これ非常に難しい問題でして、今、業者と言いましたけれども、どこが発生源であるかという部分については、これはまた別のお話なのです。臭気を測定することとはできるのですけれども、それがどこから発生しているのかという部分を特定するには、また別な方法を用いなければならないというふうに聞いております。ですから、非常に難しい問題でありますけれども、町民の皆さんからもそういったお話もあるということ聞いておりますので、

まずは今年度、測定をして実施していきたいなというふうに思っております。

以上であります。

1、副委員長（旗手） 小田委員。

1、委員（小田） ありがとうございます。

最後に質問というより、ひとつしっかりとお願いしたいのは、この広尾町の主体は町民です。だから、そこにまずしっかりと、その立場をしっかりと見て、そしてやらざるを得ないと思うのですね。いろんな難しい問題は確かにあります。だけれども、やっぱり乗り越えなければいけない一つの、町民のそれぞれの人権だとも思いますので、よろしくお願いします。

以上です。終わります。

1、副委員長（旗手） 小田委員の質疑が終わりましたので、委員長と交代します。

（副委員長、委員長と交代）

1、委員長（小田） それでは、ほかに質疑はありますか。

松田委員。

1、委員（松田） 予算説明資料20ページの7番、公衆トイレの関係になります。町内21か所の清掃管理というふうになっておりますが、内訳全部21か所をお話しいただくのはちょっと時間も大変だと思うのですけれども、例えばその中に使われていないトイレ、例えばシーサイドのトイレだとか、現在使用が中止になっているトイレも含まれているのか、含まれていないのかという部分をまず聞きたいと思います。

1、委員長（小田） 楠本住民課長。

1、住民課長（楠本） 公衆トイレの清掃管理委託料については、今現在使用しているトイレのみの清掃というふうになっております。使っていないトイレは対象としておりません。

以上です。

1、委員長（小田） 松田委員。

1、委員（松田） それで、ちょっと教えてほしいのですけれども、公衆トイレ清掃管理委託料というふうになっていきますけれども、清掃管理というふうに書いているので、清掃活動に使われていることだとは思いますが、維持というところの部分になるとどういうふうな考え方になるのか教えてもらいたいと思います。例えば、蛇口が壊れたとか、配管漏れがあったとか、凍結で故障したとかというふうになると、ここは関係ないところから出るのか、その辺の仕組みを教えてもらいたいなというふうに思います。

1、委員長（小田） 楠本住民課長。

1、住民課長（楠本） 清掃管理委託料というふうにはなっておりますが、便器ですとか、排水ですとか、あと公園周りの例えば草刈りですとか、そういったことを全て含めて管理のほうを行っております。

以上です。

1、委員長（小田） 松田委員。

1、委員（松田） ということは、修理が必要なものが出てきた場合には、ここから支出され管理

されるということなのでしょうかね。

例えば、シーサイドパークのトイレ、多分この中に入っていると認識しているのですけれども、長年ずっと修理されないまま経過したということがあると思うのですよ。僕の記憶でも10年以上修理されないまま、使用中止のままずっと放置されていたと思うのですけれども、その辺の考え方というのですか、修理する基準みたいな、ここは壊れているけれども修理しないということになるのか、見つけたらちゃんと毎年毎年更新して修理して維持していくのかという部分の何か基準とかお考えがあれば、ちょっとお伺いしたいと思います。

1、委員長（小田） 楠本住民課長。

1、住民課長（楠本） まず、この公衆トイレ清掃管理委託料につきましては、修繕等の予算はここには含まれていませんで、別に修繕費のほうで計上しております。ただ、今おっしゃってましたシーサイドの入り口ですとか、それからトリムの森キャンプ場とかとあるのですけれども、今現在、私どもの課で管理している内容というのは、ほぼごみの収集と草刈りということになっております。

先ほど申し上げましたように、この公衆トイレの清掃管理委託料というのは、今現在使用しているトイレの修繕というふうなことになっておりますので、使っていないトイレを直してということは、考え方としては住民課のほうの管理ではなくて、次の別のほうにまたそのトイレを再開したときに維持管理を行っていくというふうを考えております。

以上です。

1、委員長（小田） 松田委員。

1、委員（松田） ということになりますと、その維持の部分、修理箇所が発生した場合に、ここではないどこかの箇所ということになると思うのですけれども、どこかに申請して役場の職員の方が逐一見回りというのも大変な作業になるし、現実的ではないと思うのですけれども、もし住民のほうから、ここが壊れているだとか、水が漏れているよという話になったら、どこのところに行って、どこから支出されてとかという、その辺の仕組みというのですか、教えていただければなと思います。

1、委員長（小田） 楠本住民課長。

1、住民課長（楠本） 新しくトイレを建てるですとか、ずっと使っていなかったトイレを新たに使用するというふうになると、これについては各担当している原課のほうでというふうな判断になりますので、それを使うようになってから私ども管理、それから補修等をやるのですけれども、例えば新たにトイレを造るですとか、ずっと使っていなかったトイレをまた使うようになるというのは、各原課の判断ということになります。

以上です。

1、委員長（小田） 松田委員。

1、委員（松田） すみません。僕の言い方がちょっと何か悪いのかもしれないのですけれども、使っていなかったトイレの部分はよく分かったのですけれども、現在使われているトイレのお話をちょっと聞きたいなと思ったのです。

今のお話を聞いていると、例えば新丸山公園だとか、サンタランドとか、大丸山公園とかのトイレがちょっと何か修理が必要になった場合というのは、その管轄、例えば建設水道課になるのかね。そこに見に行くと、建設水道課が直すのか、今は使われていないですけども、シーサイドパークのキャンプ場であれば、以前は教育委員会が持っていたので、教育委員会に言って、教育委員会の中から支出して直すみたいな形という理解で大丈夫なのでしょうか。

1、委員長（小田） 楠本住民課長。

1、住民課長（楠本） すみません。説明がちょっと違いました。まず、トイレが壊れた場合は、便器だろうと、例えば配管だろうと、水が詰まってあふれてくるとか、全て住民課のほうで町民からのお話は伺います。こちらのほうで修繕をさせていただきます。

以上です。

1、委員長（小田） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

暫時休憩します。

午前11時38分 休憩

午前11時40分 再開

再開します。

次に、審査番号4、5款農林水産業費を審査します。

これより質疑に入ります。5款農林水産業費に対する質疑の発言を許します。

志村委員。

1、委員（志村） それでは、予算説明資料24ページ、予算書91ページの、まず事業番号13の有害鳥獣駆除奨励金について伺いたいと思います。

中身を見ますと、昨年と単価的には変わっていないというふうに思います。ここ今年で3年目になりますか、例えば銃器、銃器というのは銃のほうですね。銃器の弾丸、弾の値段が倍額になっているのですね。これまで500円ぐらいで買えたものが1,000円以上になっているという、それから350～360円で買えたものが700円、800円になっているというような状況なのですね。そういった中で町からの要請で駆除に当たるわけですけども、これらの駆除に必要な消耗品等の高騰についてどのように捉えているか、また、今後について、それらを奨励金のほうに反映させていくというような何かそういった考えがあればお聞かせいただきたいのと、それからここに獣類のそれぞれ熊、エゾシカ、キツネ、アライグマとかと入っていますけれども、特にアライグマについては、隣の大樹町もそうなのですけども、生息数が十勝管内で爆発的な増加になっています。各町村ともアライグマの捕獲に、先般の新聞報道によると、とにかく生息数をゼロにするまで頑張りたいというようなコメントを出した猟友会なんかもございます。

アライグマについてはサルモネラ菌を媒介するというので、これは非常に農家の方が神経質に

なっております。したがって、アライグマの駆除については箱わなで捕獲するのが一般だと思えますので、箱わなの貸出し、また、保有数の確保等についてどのような考えがあるか聞きたいのと、それからカラスなのですけれども、これは農家の方からよく伺うのですけれども、乳牛の乳房、そこをカラスが血管をつついて、そして乳房炎になったりだとか、それが悪化して死んでしまうとかということがあるので、カラスについて囲いわなの研究なども必要なのではないかなと思うのですね。非常に利口で、銃器で近寄ると、全部逃げてしまうのですね。本州の例を取ると、大きな囲いわなでカラスを誘導して、入ったらもう出られないというような、そういうような囲いわなで実績を上げているところもありますので、これらの研究というのも必要だと思いますけれども、農林課はどのように考えているか、お聞かせいただきたいと思えます。

それから、予算説明資料26ページ、事業番号37、ウニ養殖企業化試験事業補助金とというのが380万円上がっておりますけれども、ほかに何か企業化をするような動きがあるのかなのかということをお聞きします。

最近、隣の大樹町、それから釧路市、道南の八雲町をはじめ、数か所でサーモンの海中飼育に取り組んでいます。そういったことも今後考えていかないと、取る漁業からの脱皮というのはなかなかできないのではないかなというふうに考えますので、今の段階で何かほかにアプローチされていることがあるのかどうかということをお聞きします。

それから、同じページの45番、魚類飼育試験施設海水配管復旧工事というのがあります。これは大分早い時期に破損したということで、応急的に海水が取れない部分に海水を運搬して、今、対処しているということなのですけれども、生き物を飼っている施設なので、やはりこういうことについては早期に対応して、健全な魚類の飼育に努めるべきだというふうに思います。今、応急的に対応していることで、飼育している魚類に影響はなかったのかどうか、その辺を説明願いたいと思います。

1、委員長（小田） 平農林課長。

1、農林課長（平） ご説明申し上げます。

まず1点目、有害鳥獣対策に係る奨励金の見直しの関係でございます。

現状といたしまして、広尾町の鳥獣駆除の中核を担っていただいているのは、紛れもなく地元の猟友会でありまして、現在の組織体制も、私が農林課長に就任してから7名を超える方が引退をして、どんどん組織の規模も小さくなってきておりますし、高齢化も進んでいるということで、1つが若年層の担い手をどう確保していくかということが大きな課題となっております。

支援拡大のご提案をいただいたわけでありまして、現在、狩猟免許所有者の負担軽減を図るためといたしまして、大樹町と共同設置しております広域協議会において、狩猟免許だとか、銃所持許可に係る講習会費用の補助なんかは進めておりますけれども、今、志村委員に言われたとおり、価格高騰も含めて有効性のある人材確保、そういったものにしっかり対応していくためには、さらなる処遇の改善、これが求められるのだろうというふうに思っております。当然いろんな国有林内で起こった様々な事故等も踏まえて、ハンターの一層の責任の重さというものに見合う対策の構築、こういったものをしないと駄目だなと思っております。

具体的に奨励金の見直しの関係なのですけれども、現在、十勝管内のデータは私どもも持っております。その中で、19市町村の中で8の自治体が農協に負担を分担していただいて、奨励金原資を確保しているという状況が分かっております。ただ、奨励金の総額そのものが、単価そのものが一体どうなっているかというところは、少し古い資料だということもありますので、直近でまた再度19市町村全部を把握いたしまして、その中で今言った財源の問題、財源負担の問題も含めて検討できればというふうに考えているところでございます。

それから、カラスの囲いわなの設置の検討の問題でございまして。カラスの被害の対策につきましても、私がここに来てから随分、度々と発言をさせていただいておりますが、基本的には継続というふうな形でありまして、これもほとんどが猟友会の方々が発言に依じたわなの設置によって捕獲を試みているというふうな状況であります。十勝農業改良普及センターだとか、農業被害対策に明るいいろんな機関とも相談、連携をしながらカラス対策についても協議はしてきましたけれども、やはりいかにせん賢い動物でありますから、これといった正解の対策がなかなか見いだせないということもあります。ただ、今、猟友会広尾支部長を務められている志村委員から具体的なそういった設置の実証に向けた研究、検討、これをということでもありますので、お力を借りられるのであれば、関係の機関も含めて、そういった実証実験というか、効果的な捕獲の在り方についても、しっかり検討してまいりたいというふうに考えてございます。

それから、最後にアライグマの関係がございました。アライグマの関係なのですが、従前、これも猟友会ないし我々役場職員も住民課サイドとも連携しながら対策に出て、現場に出ていったわけですが、ここに来て、狩猟免許を有しない方でもアライグマ等の捕獲許可を申請することができるという制度が出来上がっております。ただ、これは限定的に農林業者自らの事業地内、それから住宅などのあくまでも自己所有の建物敷地内、そういったこと限定ですけれども、近年の状況として市街地でそういった自己所有の土地内の畑の中に出没するだとか、いろんなケースがありまして、早速、今、対策に乗り出そうとしているのが、やっぱり箱わなの設置量を増やして、産業界あるいは町内会と協議して、それぞれ保管場所を定めて柔軟に対応できるような、こんな形で住民も交えた対策を講じられるようにということで、今、取り組もうとしてございます。

以上でございます。

1、委員長（小田） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） 説明資料の26ページ、37番のウニの企業化補助金の関係でございます。ウニ以外にほかの魚種で動きがあるのかということにつきましては、毎年漁協と要望等お話を聞きまして進めているところなのですけれども、令和5年につきましては、まずは昨年発生いたしました赤潮の対策をするのが第一であろう、そちらを優先すべきであろうという考え方から41番のホッキ資源再生事業補助金などを含めて、赤潮対策を最優先にやる考えで事業執行を進める考えでおります。

それから、45番の復旧工事の関係でございまして。早期に対応すべきだというお話でありますけれども、私も志村委員同様にそのとおりでございまして。昨年の12月23日のしけで破損したわけでございます。その翌週にはもう既に正月休暇に各企業入っております、なかなか事業費を出

すのも1月の中ぐらいいまで入ったものですから、ちょっと時間がかかったのですけれども、総額で1,500万円ほどの事業費が出されました。そのうち1月の補正予算にて560万円の事業費を予算執行していただいたところでもあります。今後におきましても、早期に直せるよう、次のマツカワが入ってくるまでには復旧させたいなと思っているところでもあります。現在飼育している魚は、水族館本体の回遊水槽に年齢を調べるためにマツカワを飼育しておりまして、今時期ですと、どちらかと言いますと水温が低いものですから、マツカワの食欲もそんなに高いわけではないので水が汚れる心配もない。餌を食べないのであれば、ふんする量も少ないということで、水の水質悪化がちょっと低いかないという考えもあったものですから、週1、2回の海水の補給で循環することで対応できるのではないかと判断の下、それまで復旧するまで対応していきたいなというふうに考えております。

以上です。

1、委員長（小田） 昼食のため、休憩します。

午前 11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

それでは、再開します。

平農林課長。

1、農林課長（平） 大変申し訳ありません。先ほどの志村委員の最後の質問の中に、箱わなの保有状況、保有数を教えてくれということがありまして、説明が抜け落ちていました。

保有数につきましては、令和4年度末でアライグマ対策用ということでよろしいでしょうか。54基ということになります。

以上です。

1、委員長（小田） 志村委員。

1、委員（志村） 有害鳥獣の関係については課長からなる説明がありましたので、分かりました。課長がめでたく3月で定年退職ということですので、後任の課長に、この辺、課長、しっかり引継ぎをされることを願っております。

それから、ウニの養殖企業化に絡んでなのですけれども、先ほどほかの漁協の取組も申し上げましたけれども、大樹でやっているサクラマスなのですけれども、まだ大樹はそこまで達していないかもしれないのですけれども、サクラマスについては2キロ以上の個体になるとキロ単価が1,000円ぐらいに上がるというようなこともあるものですから、非常に有効な企業試験といえますか、そういうようなことになるのだと思いますので、そういった養殖も視野に入れた協議も今後必要になってくるのではないかと思いますけれども、それらについては、課長、どう思いますか。

1、委員長（小田） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） ご説明いたします。

志村委員、おっしゃるとおり、今後サクラマスを含めたほかの魚種でもそういった養殖事業を進

めることが重要なことだと考えております。ただ、テーブルに上がってくるまでどうなるのかという変遷もありますけれども、今後進めていく必要があると原課では考えております。

以上です。

1、委員長（小田） ほかにありませんか。

旗手委員。

1、委員（旗手） 予算説明資料の23ページです。3番目、地域おこし協力隊配置事業で農村活性化推進員が2名となっています。それと同じく14番目、24ページですね。地域おこし協力隊配置事業、林業・木材推進員ということで3名の予算が計上されています。この報酬、時間外手当、活動費などの内訳を説明していただきたいと思います。

1、委員長（小田） 平農林課長。

1、農林課長（平） 地域おこし協力隊の活動費等について説明をさせていただきます。

まず、農村活性化推進員でございます。予算計上は2名でございます。1つが報酬及び時間外勤務手当等を含んだ報酬、これが2名分を合わせまして645万6,000円ほどになります。次に、共済費関係でございます。これが2名合わせまして89万円ほどということになります。さらに、18節社会福祉協会の負担金がありますけれども、合わせて約3,000円弱というような金額になります。

そのほか、地域おこし協力隊の費用弁償といたしまして、研修参加費といたしまして、5万6,000円ほど、それから活動経費、活動支援ですけれども、住宅借り上げ、あと車両の借り上げ費等を含めましてトータル453万7,000円から先ほど言った人件費等を引いた部分がその他の活動費ということで、ちょっと雑駁ですけれども、ご理解いただきたいと思います。

集いの杜プロジェクト推進員につきましては、予算計上人員3名でございます。ただいま申し上げたとおりの内訳でございます。トータルが1,227万2,000円といった金額になるものでございます。

以上です。

1、委員長（小田） 前崎委員。

1、委員（前崎） 先ほどの地域おこし協力隊の関係、農村活性化推進員2名、林業・木材推進員3名の関係なのですが、この部分で前に資料を頂きましたら、今現在の勤務日数が週4日ということで、週休が3日という内容であります。以前は週5日制で週休2日という内容だったので、その中で、過般、地域おこし協力隊の皆さんとも懇談をして非常に頑張っておられる内容についてお聞きしましたけれども、1つにこの週4日勤務、残りの3日間の部分なのですが、例えば林業・木材推進員と農村活性化推進員の部分で勤務する内容も違って来るかと思うのですが、例えば農村活性化推進員の方については、週休3日間の中でこういった形で勤務されておられるのかということと、1つには、例えば農家さんのお手伝いといいますか、研修を兼ねてやっておられますけれども、その場合、週休中の役務の提供、それに関わる労働の対価、これはどこに帰属するのかということと、それから例えば林業推進員の部分でいけば、いろいろとウッドイルミネーション、大丸山公園に展示していますけれども、新聞報道でそれ以外でも製作品を、成果品を販売されているということとありますけれども、これらの成果品のいわゆる販売収入、これ

についても多分町の雑入等には入っておりませんので、こういった形で処理をしているのか、その点についてお聞きしたいと思います。

1、委員長（小田） 平農林課長。

1、農林課長（平） 勤務形態の部分でございます。あくまでもパートタイム勤務として、地域おこし協力隊の公募をかけたわけでございます。まず、その目的でございますけれども、最終的に広尾町を活性化していただく活動に従事してもらい、これがあくまでも行政側が望んだ公募のプロジェクトというか、任務目標を掲げて応募していただいていると。それは、あくまでも4日の正規の勤務時間の中で、そこに従事していただくと。残り3日は、あくまでも個人の時間、プライベート時間、週休日ですから、それぞれの考え方で副業を認めているところがございます。今現在、在籍している協力隊については、1人が木工職人を目指していると、もう一人は広尾町での就農を目指しているということで、それぞれの裁量の中で農家さんのお手伝いに行く場合のコーディネートだとか、そういったものを個人のスタンスでやっていると。

それから、そこから生じる対価の部分でございますけれども、そこにつきましても、従業員として賃金として受けているのがほとんどだというふうに私ども聞いていますけれども、いわゆる給与所得として、その部分については副業の承認の中で対価を受給しているということになっております。

以上です。

1、委員長（小田） 及川企画課長。

1、企画課長（及川） 地域おこし協力隊の任用に関する全体的なこと、少し補足をさせていただきます。

地域おこし協力隊、最大3年間の活動ということになるのですが、その活動終了後に広尾町にいかにか定着していただけるかということで、広尾町独自の考えとして、在職中から3年後の準備を進めることができるよということ、週4日勤務ということ、令和3年度以降、任用している協力隊はそのような形で任用しております。これによりまして、それぞれの協力隊が自由に活動できる時間をつくることによって、3年後を見据えているいろいろな活動に参加したりだとか、あるいは地域住民とつながりをつくったりだとか、あとは先ほど農林課長が言ったとおり、副業なんか積極的にやるような、そんな勤務形態としたところであります。

以上です。

1、委員長（小田） 前崎委員。

1、委員（前崎） 先ほども申し上げましたけれども、令和3年度以降からということですから、以前は週5日勤務ということで、その分報酬も月額25万円程度の報酬だったというふうに思いますけれども、週休3日になったことで報酬もその分減額となっているところであります。

逆に、週5日勤務のときは、時間外勤務手当の部分の上乗せというのはなかったというふうに認識していますけれども、今回頂いた資料を見ますと、年間300時間近くの時間外勤務を見ておりますけれども、例えばこの部分で週4日分の時間外手当もしくは週休日の3日間で町の行事に参画するとかいう部分の時間外手当、いろいろあろうかと思うのですが、その辺の内容はどのように

なっておられるのか、ご説明いただきたいと思います。

1、委員長（小田） 平農林課長。

1、農林課長（平） ただいまの時間外の関係でございますけれども、当然地域おこし協力隊がその本務とする従事する業務内容によってもパターンが違いますが、基本的には職員の例に準じまして、公務のため臨時または緊急の必要がある場合に正規の勤務時間以外の時間に超過勤務を命ずることができるという規定にのっとり、担当課長が事前に状況を把握しまして時間外勤務命令をしています。その実態といたしましては、大半が土曜日、日曜日におけるイベント事業、それから農業推進員につきましては、農場派遣のお手伝い等が中心になっておりますので、ご存じのとおり酪農経営の中には様々な仕事があって、どうしても7時間45分の中で収まり切らない部分も出てくるということで、そこに発生しているケースもあります。

あともう一点、半日相当の超過勤務あるいは1日相当の、丸一日の正規の勤務時間以外のお勤が発生した場合は、職員もありますけれども、週休日の振替制度もございます。これもしっかり運用しながら、予算に配慮しながら実行しているというのが実態でございます。

1、委員長（小田） 前崎委員。

1、委員（前崎） とりわけ、この地域おこし協力隊のうちの研修で酪農家さんに研修に行っている方というのは、多分朝4時ぐらいから搾乳が始まるということの作業時間かなと思いますし、本町市街から通勤するとなると朝3時半前には出なければならないという形で、ただ、1日の時間は7時間45分という規定ですから、多分、中休みして、また夕方というような形になるかと思うのですけれども、加えて、さっき言ったように時間外が年間350時間ありますし、週休3日の中で、これは任意で酪農家の皆さんに研修を兼ねたお手伝いを、役務の提供をするわけなのですけれども、総体の週4日の勤務と併せて週休3日といえどもそうやって研修をしているということになると、トータルの勤務時間といいますか、時間外も含めてなのですから、通勤時間も含めるとかなりオーバーワーク、朝早くから夜遅くまでということになるかと思うのですけれども、その辺の地域おこし協力隊の労働時間の管理、健康管理、こういったものについて、どういう形で把握をされていて支援されているのか、これについてお尋ねをいたしたいと思います。

1、委員長（小田） 平農林課長。

1、農林課長（平） これも企画課、それから実際に配置している水産商工観光課、当課というところで、最初、年度当初にしっかりした出退管理を行う必要があるということで、今言った勤務管理については、毎日の活動日報を提出していただいて、課長決裁をして、その中で今言っていた正規の勤務時間内でどれぐらい、どういう勤務をしているか、超過した部分がどうあるのかということをしかり評価をして、それぞれの時間外命令簿等に転記をして、職員と同様に適切に管理をしているというふうにご理解いただきたいと思います。

1、委員長（小田） 山谷委員。

1、委員（山谷） 予算書93ページの3目森林環境振興費、それから説明資料が24ページから25ページ、事業番号19から24で関連であります。

この制度は令和元年に始まった森林環境譲与税ですが、さきの2月21日の北海道新聞、特報@ト

カチという特集版の中に、令和3年度に管内市町村に交付された約3億3,000万円の譲与税の4割未活用だとの記事が載っていました。そんな中、十勝管内全19市町村の状況を見ると、広尾町だけが制度導入趣旨にのっとり、しっかり使い切っているということで、私も何とも誇らしくなったところでありました。

これまでのこの交付額の推移としては、スタート時の令和元年が731万4,000円、令和2年度には倍増、それから令和3年度は微増の1,634万7,000円、そして令和4年度からさらに780万円の増の2,423万2,000円が交付されているわけで、新年度も同額が計上されています。この譲与税の交付額は、私有林の人口林面積あるいは林業就業者数、それから市町村の人口の案分によって算定されるものと、私、承知していますが、そこで2点お伺いします。

1点は、今言った算定要素が具体的にどのような割合で配分されているのか、もう一点は本町の私有林の人工林面積と林業就業者数を伺います。

1、委員長（小田） 平農林課長。

1、農林課長（平） 森林環境譲与税に関する譲与基準と本町の実数についてのお伺いだというふうに思います。これについてご説明いたします。

まず、譲与基準のほうですけれども、山谷委員言われましたとおり、国においては、制度に則した用途と相関性が高いということで、今申し上げられました私有林人工林面積、それから林業就業者数、それから市町村人口の3つの指標を採用してございます。その案分割合につきましては、人工林面積が5割、就業者数が2割、人口3割というふうに設定をされておりまして、これが市町村と都道府県に譲与されているわけでございます。ちなみに、市町村には現在8割、都道府県に2割が譲渡されて、最終的にはこれが市町村9割、都道府県1割というふうになる制度設計でございます。

あと、譲与の規模なのでございますけれども、令和6年度から課税となります森林環境税の収入相当額、これを600億円と試算して見込んでいて、制度設計がされてございます。600億円の根拠としては、納税義務者が全国6,200万人いるという国の試算に基づくものであります。

あと、標準データの関係ですが、人工林と面積割につきましては、これは国勢調査が基となっております。それから、森林の現況につきましては、農林業センサスが基となって算出されているというふうになってございます。

あと、2点目の本町の実数の部分でございます。現時点は2020年の標準値で算定されていますけれども、私有林人工林面積が5,122ヘクタール、それから林業従事者数が41人が本町の実数となっております。

以上です。

1、委員長（小田） 山谷委員。

1、委員（山谷） 今、説明いただいた関連でありますけれども、面積や就業者数あるいは人口が減った場合などには、この交付額は減額になるという解釈でよろしいのかどうかお聞きしたいと思います。

1、委員長（小田） 平農林課長。

付される譲与額につきましては、さらに令和5年度見込みの額から550万円強増加しまして、約3,000万円弱、これが交付される予定になります。より安定した財源基盤の中で、より幅広く弾力的に事業を展開できるものと考えております。

以上です。

1、委員長（小田） 山谷委員。

1、委員（山谷） 最後に、この譲与税については使途、言わば使い道を公表しなければならないとなっているわけでありますけれども、どのように公表されるのかお聞きしたいと思います。

1、委員長（小田） 平農林課長。

1、農林課長（平） 使途の公表の関係でございます。

現在は、町の公式ウェブサイトのほうで年1回、ちょうどこの時期ですけれども、公表してございます。

また、サンタランドウッドの取組と併せまして、非定期に広報誌でもお知らせをさせていただいているのですが、譲与税の活用に対する町民の関心がここ最近非常に高まっているということを実感しておりまして、やはり町民が一番町政情報を知りやすい広報誌あるいはそこへの折り込み、こういった紙媒体によって定期的な公表を増やしていこうというふうに考えておりまして、まずは5月号への特集ページを張りたいなというふうに今現在考えております。

以上です。

1、委員長（小田） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号5、6款商工費を審査します。

これより質疑に入ります。6款商工費に対する質疑の発言を許します。

萬亀山委員。

1、委員（萬亀山） 2点ほど質問させていただきます。

予算説明資料の27ページ、事業番号2番の地域おこし協力隊配置事業（商工振興）について質問したいと思います。広尾版ハローワークの構築の関係なのですが、こういったものが、「ひろおしごと」のなる冊子が広報に折り込まれるようになりました。その「ひろおしごと」を発行し始めたことによって成果があれば、現時点でよろしいのですが、教えていただければと思います。

それから、2点目は予算説明資料の28ページ、事業番号21番の大丸山森林公園環境整備事業について質問したいと思います。「サンタの丘」の造成などが内容として記載されております。その事業の内訳についてお聞きします。よろしくお願ひします。

1、委員長（小田） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） 説明いたします。

商工振興のほうの協力隊の関係であります。今まで各事業所ではばらばらで行っていた求人の情報につきまして、一元化を協力隊の力をいただきながら具体化させたのが「ひろおしごと」となっておりまして、各事業所におきましては、取組がかなり浸透していつているように原課では感じてお

ります。その成果ではあるのですが、私が聞き取ったところによりますと、2月末現在で9事業所にて18件の応募がございまして、そのうち13件が採用につながったと聞いております。

それから、事業番号21番、森林公園の環境整備事業についてであります。その中身につきまして、「サンタの丘」造成に46万2,000円、駐車場トイレの改修に79万1,000円、サンタ工房の改修に29万6,000円、合計で154万9,000円となっております。

以上であります。

1、委員長（小田） 萬亀山委員。

1、委員（萬亀山） このパンフレットは大変見やすく、やっぱりちょっとしたインパクトがあってよく見るのですけれども、この「ひろおしごと」発行、広尾の仕事を紹介するに当たって、かなりの成果が上がっているように気づきます。通年の雇用以外や、それから短期雇用についても成果があると考えてよろしいかと思えますが、どうですか。とてもいい取組だと思います。ぜひ継続していけるようお願いいたします。

それから、2点目の森林公園の環境整備に関する事業の内訳は分かりました。一応、先ほど商工会女性部の町長とのふれあいミーティング、町長もご存じかと思えますけれども、サンタの工房が「あの物置、何ですか」という感じでちょっと質問を受けたものですから、サンタの工房について聞きたいと思いますが、改修の中身を教えていただければと思います。

1、委員長（小田） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） 説明いたします。

先ほど1点目の協力隊の活動に関しましては、人手不足、また、人材不足に一定程度成果があったものと原課では考えておまして、継続実施していければよろしいのではないのかなと考えております。

また、サンタ工房につきましては、サンタ工房内に入りますと結構悪臭がするものですから、その悪臭の原因となっている害虫対策を考えておまして、内窓をサッシに交換することを考えております。それによりまして、害虫の侵入対策や断熱機能が図られるのではないかと考えております。

以上です。

1、委員長（小田） 萬亀山委員。

1、委員（萬亀山） サンタ工房については、駐車場のすぐそばにあるものですから、今後、物置と言われなように景観とともに有効活用されることを期待しております。よろしく申し上げます。

1、委員長（小田） 前崎委員。

1、委員（前崎） 予算説明資料の27ページ、事業番号3番の住宅新築・住宅リフォーム支援事業奨励金の関係であります。予算については前年と同額400万円となっておりますけれども、今回、一般質問でもこれを取り上げさせていただいて、今般の町政執行方針にも中古住宅の購入助成についても新年度から実施するというところで提起をされております。今回のこの事業名の中にそれが抜けていますけれども、当然これを含むものというふうに認識していますが、この400万円の事業の中身なのですけれども、新築については何件の幾らか、それから住宅リフォームについては何件の幾らか、それから中古住宅購入は何件、幾らかという内訳があれば、ご説明をしていただきたいと思えます。

1、委員長（小田） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） ご説明します。

事業番号3番、住宅新築・住宅リフォーム支援事業奨励金の関係でございます。令和5年度から町政執行方針でも表明いたしましたとおり、中古物件の購入に対してもその助成が当たるように、今、準備をしている最中でございます。400万円の内訳でございますけれども、基本的にはリフォーム10万円の40件で予算の見積りは取っているのですけれども、以前、新築を対象にしたときに、様子を見て足りなくなれば補正をしますというところで考えていたところ、そのときは、2年たっているのですけれども、1件ずつなのです。ですから、この中古物件の購入に対しても、もし足りなくなればその都度補正をするような考えておりますので、今、状況、どうなるかちょっと分からないこともあるものですから、現状の中身といたしましては10万円40件で見えておまして、予算が足りなくなるようであれば、その都度補正予算で対応してまいりたいと考えております。

1、委員長（小田） 前崎委員。

1、委員（前崎） 新築も含めてこれらの部分については未確定な部分というのは確かにありますけれども、予算計上に当たっては、取りあえず積算根拠といえますか、そういった部分ではやっぱり一定の数値で示す必要があるのかなと思いますし、あと、この内容なのですけれども、「住みよいまちづくりと商工業者の経営安定化」というような表現になっていますけれども、従前この事業内容の中では、新築住宅、住宅リフォームの支援とかという内容だと思うのですね。今回こういう書き方をしていますけれども、事業名に適した事業内容の表記の仕方に変えたほうがよろしいかと思っておりますけれども、その点についてもう一度ご説明をお願いいたします。

1、委員長（小田） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） 本事業に関しましては、目的としまして、町民が安心して住み続けられる住まいづくりに資するとともに、町内の消費拡大や経済の好循環が図られることを目的に実施しております。ですので、商工振興の立場でこの事業を進めているところでございます。

1、委員長（小田） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、以上で質疑を終結します。

休憩します。

午後 1時42分 休憩

午後 2時00分 再開

再開します。

次に、審査番号6、7款土木費を審査します。

これより質疑に入ります。7款土木費に対する質疑の発言を許します。

志村委員。

1、委員（志村） 予算説明資料31ページ、事業番号29、予算書は113ページ、ここで公園整備の関

係の話が、予算が上がっていますので少し伺いたいと思いますけれども、公園整備事業6,106万2,000円、いろいろ内訳も、公園実施設計1,900万円、用地確定ですとか、あるいは町民交流館委託料の440万円などが含まれていますけれども、この予算で初日に頂きましたこの計画を進めるという考えでよろしいでしょうか。

1、委員長（小田） 寺井建設水道課長。

1、建設水道課長（寺井） 今月完成しました公園整備構想を基に、これから設計、基本計画等、これから整備を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

1、委員長（小田） 志村委員。

1、委員（志村） 公園整備計画なのですけれども、この中には細々、用地買収までもいろいろ入っています。

この予算で肅々とこの構想が進められていくということに、少し疑問を感じております。当初、議員協議会等で私どもも聞いていたお話では、約5億円という事業費で聞いていたわけですが、これが実施設計に入るということになって、総額7億5,000万円をかけて公園整備を行うという予定なのですけれども、予算審査ですから、あまり言うとは一般質問でということになりますので、この予算でそのまま実施設計に入ってしまうと、今言われたこのパースのとおり進められるということなのですが、私は、この計画については広尾町の身の丈に合った整備計画ではないというふうに感じましたので、ちょっと一言言わせてもらいますけれども、私たちが5億円で整備するというところで、議会報告会等で町民の方に説明してきました。そんな中で、「ええっ」と、「そんなにかかるの」という町民の反応もありました。以前に豊似小学校の建て替えの際に、町民の方から様々な意見をいただいたわけですね。いまだに大きな予算を投じたことに疑問を持っている方がおられまして、いろいろいまだに言われるのです。

執行方針を見ますと、将来の世代に大きな負担を残さないよう健全な財政基盤の確立に努めるというふうに言っていますけれども、このままの予算で実施設計が行われると、どう考えても将来の世代に負担を残すのは明らかではないかというふうに思うのですね。よく見ますと、過疎債を100%充当するのだということと、補助金を見込んでということで、一般財源をできるだけ抑えるというようなことになっていますけれども、過疎債というのは3割償還が残るわけですね。つまり借金が膨らむわけですよ。先般、総務常任委員会所管事務調査報告書がありましたけれども、委員の方からあれだけ多くの質問が出されたというのは、私ども議員の勉強会、所管事務調査ですけれども、勉強会ではこれまでにはなかったぐらいいろんな意見が出されているのです。やはり本町の人口規模ですとか、財政状況、また、明確な目的が見えないこの計画をそのまま進めることに議員各位の疑問が出されたのではないかというふうに思慮しています。

計画を立てているのは企画課なのですけれども、企画課長、これまで我々議員に議員協議会等で説明してきたこと、あれで議決権を持った我々議会のコンセンサスが得られたというふうに受け止めておられますか。

1、委員長（小田） 及川企画課長。

1、企画課長（及川） 公園整備構想の策定作業、約1年半かけて町民の意見を丁寧に聞いて進めてきたところでありまして、その経過については議員協議会や常任委員会等で説明をさせていただきましたので、公園が必要だということの認識についてはご理解いただいているのかなと思います。

その町民の声を聞く中で、小さな子どもを持つ保護者から、広尾町の公園は遊具も少なくて見守るベンチも少ない、子どもを遊ばせる環境としては大変不十分であるという声がかなり強くこちらのほうにいただいております。いろいろなアンケート、平成30年度のアンケートに始まって、いろいろその後も各種アンケートを行っているのですが、そのアンケートの中でも、保護者から公園整備を早急に行ってほしいという声はかなり強く求められております。

そういった声を受けまして、役場では企画課と建設水道課が共同でこの公園整備構想を手がけてきたのですが、町民の皆さんから高額な事業費を心配する声というのは私たちも重く受けて止めておりまして、その中でコロナだったり、いろいろな資材の高騰という状況も重なってきたので、事業費が膨らむという状況が去年あたりから見えてきました。構想をまとめる中で、主管者会議の中でもいろんな議論が出たのですけれども、一番最初のたたき台の時点では、いろんな町民のニーズ、要望を最大限盛り込みましょうということで、議員協議会でもお示ししたのですけれども、かなりいろいろな年代の人がいろんな目的で楽しめるようなたたき台の内容になっていたところなのですけれども、その後、実際工事費が幾らぐらいになるのかというところも見据えながら主管者会議などでも諮って内容の精査を行って、もともと実施計画に載っていた金額からあまり乖離することのないようにということで、削るところは削りましょうというような方向で検討を重ねてきました。それで、最終的に、12月の議員協議会でお示ししたとおりなのですが、総事業費は公園のみの部分でいくと前説明したとおり5億円なのですが、そこに町民交流施設という建物と防災倉庫という建物を含めると、総額で7億5,000万円ほどということで、大変大きな金額になってしまっています。今、担当としては、この金額で実際できるのかどうかというところを主管者会議に諮って、この金額、補助金だったり、起債の有利な条件をフルに使って実際広尾町がどれだけの負担が生じるのかというところを見据えた末に、この金額でいけるだろうという判断でお示したところであります。

実際7億5,400万円ほどの総事業費なのですが、補助金を3億円弱ぐらい見込むことができます。過疎債が残り借入れをして7割相当の交付税の措置があったとすると、計算上なのですが、7億5,000万円のうち、4億円程度が国費で賄われるというような計算になります。なので、計算上、公費の負担としては1億5,000万円ほどになるということで、こういった数字も踏まえて主管者会議の中でこの構想を進めましょうということになりました。その経過についても議員協議会や常任委員会等で説明をさせていただいたところでもあります。あと、この構想を実現するためには、先ほどから言っています補助金と、あと過疎債を併用するというので、財源を確保するということが大前提だと思いますので、この補助金につきましても、都市再生整備事業という事業、4割補助なのですが、これを活用できるというめどが立ちました。そして、過疎債も併用できるということで、先ほど申し上げた金額で実施できるという、今現在そういう段階であります。

この先、資材の高騰とかの状況がどうなるか見通せないところもあるのですが、今のこの

金額の水準であれば実施できるということで、少しでも早く供用開始できるように、そういった保護者のニーズに一日でも早く応えられるようにこの示したスケジュールのとおりに進めていきたいと担当のほうでは考えております。

以上です。

1、委員長（小田） 志村委員。

1、委員（志村） 私は、公園整備については、それは必要なことですから、申し上げますと公園整備そのものについて反対ということではないのですね。むしろ町民の憩いの場として公園は整備されるべきだというふうに思いますけれども、しかし最終的に7億5,000万円という巨額の費用を投じて整備するというに非常に不安感を持っています。

なぜ整備するかについてですけれども、町民のニーズの高まりなどを挙げていますけれども、果たして7億5,000万円という巨額の事業費をかけて、これ町民の方も、5億円と言っていたのだけれども7億5,000万円かかることになりましたと言ったら、多分びっくりするのではないかなというふうに思うのですね。このままこの予算が通過すると、先般もらったパースのとおり、計画がどんどんどんどん進んでいくということについて非常に不安を抱いております。

今、課長のほうからも話あったのですけれども、いろんな事情で5億円と言っていたものが7億5,000万円になったということで、では、そこで一度立ち止まって計画を見直そうかと、そういうような考えはなかったのでしょうかね。

1、委員長（小田） 及川企画課長。

1、企画課長（及川） 今ご指摘いただいたとおり、総額の7億5,000万円という数字を町民が見るとやはり驚くというか、不安に感じるというのは私どもも理解するところであるのですけれども、先ほど言ったように、財源を確実に確保することによって、この公園整備することによって、これから20年なのか30年なのか、これからずっとかなり長い年数を使い続けて、町民に喜んでもらえるようなものになると思います。なので、総額だけを見ると確かに驚いてしまうかもしれないのですけれども、この後、広尾町で暮らしていく世代が安心して暮らせるために、きちんとしたものを最大限努力して造りたいという姿勢で担当としては取り組んでおります。

1回立ち止まって考え直すべきではということについてであります。少しでも早く供用を開始したいという思いも先ほど申し上げたのですけれども、あとは補助事業だったり、起債を一番有利な状況で実施するとなれば、ここで立ち止まると後年次にそういったこの事業に合致するような補助事業だったりというものがうまく見つかるかどうかというのも分からない状況であります。今現在、先ほど言った都市再生整備というのが、ここに盛り込んでいるいろいろな施設、遊具広場だったり、町民交流施設、防災倉庫、全てほとんどの施設が補助対象となるような、ちょうどこの広尾町がやろうとしていることにぴたっと合う補助事業が見つかって、そこが採択される見込みまで今来ている段階にあります。今この有利な財源が確保できるというこのタイミングを逃すことなく担当としては進めていきたいと考えております。

1、委員長（小田） 志村委員。

1、委員（志村） 課長、私前段申し上げましたとおり、公園の設置について反対するものではな

いのですね。町民の憩いの場を整備することについては、何ら問題はないと思います。ただ、そこまで予算を投入しなくても、公園の整備は可能ではないかということなのです。今、補助金のお話なんかもありましたけれども、先ほど申し上げました過疎債を100%充当するのだと。あとは補助金の投入で一般財源の持ち出しを抑えるのだということですが、こんなこと言わなくても分かっていると思いますけれども、さっき言ったように、過疎債の3割は返済しなければならないのです。

今、全会計の起債の残高が123億円あります。町民1人当たりの負債が200万円を超えているのですよ。言ってみれば、これは借金の関係ですが、実質公債費比率というのがあるのですけれども、全道の179町村の上から7番目なのです、広尾町。もうこのままでいくと、平成16年に行政改革をやりましたよね。あのときには、町民の新たな負担は求めない、職員自らが身を切って血を流すというようなことで、人件費を主に、手をつけてはならない人件費を削ったという、そういうことがありまして、そういうことが今後、借金あるのも3割しか返さなくていいのだといっても借金はまた増えていくわけですから。ですから、そういった面で、あの当時の苦しい財政状況というのが脳裏にまたよみがえってくるのですよ。

それから、こういう施設を造ると維持管理費というのが随分かかりますね。私も関わっていたのですけれども、シーサイドパークのあの悪夢が頭によぎってくるのですよ。皆さんさっきから言っているように、予算をもっと圧縮して町民の方のニーズに応えていくのだという、そういうやっばり考えを持たないと駄目かなと思うのです。

役場の主管者の方には町民から直接疑問を呈されることというのはまずないと思うのですけれども、この予算で実施計画が進められると議決した我々議員には多くのクレームが寄せられることになりまますから、そんなことで慎重にならざるを得ないのです。今、企画課長からもいろいろる説明ありましたけれども、このまま突き進むのだということで、副町長、このことについて何かありませんか。ちょっと考えを聞かせてください。

1、委員長（小田） 田中副町長。

1、副町長（田中） 公園整備の関係でいろいろとご提言もいただいております、いろいろ心配もいただいているところであります。

志村委員がおっしゃったように、予算の関係、規模の関係も含めて、今、課長のほうからも説明ありましたけれども、この公園整備構想については、1年以上の歳月をかけて、庁内の組織から始めて、いろいろ検討を重ねてきたわけでありまして、その間、町民の皆さんからのご意見も様々な場面でお伺いをしながら、その都度議員の皆さんにも議員協議会、それから常任委員会等で説明をしてきたところであります。その経過については先ほども課長のほうから説明があったとおりであります、そういったことで、町民の皆さんのご意見もそうですけれども、議会の皆さん方にも説明し、ご意見も伺いながら、今日までこの計画を進めてきたということでありまして、予算の関係で言えば、当初5億円ということでもちづくり計画のほうにそういった形で載せてきたわけでありまますけれども、いろんな諸般の事情により予算が膨らんだということについては、これは率直に認めざるを得ないところであります、基本構想をつくっていく段階の中でも概算事業費を計算してい

く中で、今、最終的に7億5,000万円という話がありましたけれども、実はもうこれ以上の事業費が出てまいりました。到底その金額では町民の皆さんも議会の皆さんも納得されないだろうということで、庁内の会議の中で圧縮できる部分については圧縮をしながら、そして細かいことを言えば、議員協議会の中でも説明しましたけれども、通路の幅、6メートルのところを4メートルに、4メートルのところを2メートルに、そして遊具についても、できるだけ簡素に、そして数を減らすとか、駐車場についても全面を舗装しないで取りあえず使う部分だけを舗装にして、あとは状況を見ながらしていこうとか、そういったことで、できるだけ経費を縮減、圧縮する形で、議会の皆さんにも、町民の皆さんにもそういうことで最終的に構想の段階でお示しをしてきたところであります。

今回、志村委員さんのほうからも、こういったことで、この予算、実施設計の予算でありますけれども、このまま進むのに当たって疑問があると、進めていく部分についてはどうも疑問があるということでもありますけれども、今お話ししたように、町としては今までこういった経過も踏まえて令和5年度の実施設計を進めていきたいというふうに考えております。

1、委員長（小田） 前崎委員。

1、委員（前崎） 予算書の114ページ、土木費の4項、町民交流施設基本設計委託料436万7,000円の関係についてお尋ねをしたいと思います。

従来からも、この防災公園整備については議員協議会でその都度説明がありましたし、その以前には、先ほど課長からの説明あったように、住民アンケートを取って、様々な住民の意見を反映した第6次まちづくり推進総合計画を策定したというふうに認識をしております。そういった中で、基本構想、基本計画、議会としても特別委員会でも十分に慎重な審議をして可決をしたという経緯がございますけれども、そういった中で、実施計画、この防災公園の事業の中身が出ておまして、これは前期の事業という形で当初は4億6,800万円程度で、その後ローリングで4億8,800万円になったところであります。その以降も、議員協議会で説明はありましたけれども、議員協議会は説明を受ける立場ということで審議の部分ではありませんので、やってまいりましたけれども、とりわけ今回のこの町民交流施設の部分なのですけれども、昨年11月の議員協議会でこれが出てきたということで、その中身が、これも基本構想の中にも基本計画の中にもありますけれども、いわゆる観光交流施設、この事業費がそっくり観光ではなくて町民という名前に変えて町民交流施設という形で説明があったところなのですけれども、その部分で事業費が当初5億円以下が7億5,000万円に増えたということでもありますし、実はこの間、総務常任委員会で8月3日と2月13日に所管事務調査をさせていただきました。

そういった中で、アンケート調査の結果も含めて、その後の町民のいろんな要望もあったということでもありますけれども、例えば第6次まちづくり推進総合計画の冊子の中で重点プロジェクト、4番目でありますけれども、ひろお子育て力向上プロジェクト、「日本で一番、安心して子どもを育てられるまちをめざす!」ということでありまして、この中で確かに「子どもの遊び場に対する町民の満足度が低く、屋内、屋外ともに遊ぶ施設が少ないとの指摘がある」ということは確かにありました。これを受けて、いわゆる防災、児童公園ですね。それが実施計画で示されたわけでありまして、この中で要因として「屋内の遊び場である子育て支援センターは、利用時間が限られ

ていたり、土日や祝日に利用できなかつたりするので、いつでも利用できる屋内の遊び場へのニーズが高まっている」という書き方をしていますけれども、ただ、実施計画においては、この部分については、町民交流施設は触れておりませんし、今、志村委員が言ったように、例えばここで言われている子育て支援センター、利用時間が限られているとか、土日・祝日が利用できないとかといった部分については、例えば土日・祝日は特にクローズしていますのであれですけれども、例えば子育て中のお父さん、お母さん方がそういった遊び場のニーズがあるのであれば、この施設を土日や祝日等に開放するとか、そういった形で、プラスその利用状況のニーズを確かめるとか、先ほど言ったように一度立ち止まってやるということが必要ではなかったのかなど。

やはり私も町民の皆さんと対話する中で、7億5,000万円というこの膨大な金額については多くの方が驚きを持って言われているということを考えて、議員としても本町の財政状況を踏まえてそういったことを考慮していく必要があるかと思うのですけれども、その点も含めて、今までどういった議論あるいは庁内の検討をしてきたのか、これについてご説明をいただきたいと思います。

1、委員長（小田） 及川企画課長。

1、企画課長（及川） この第6次まちづくり推進総合計画を策定した段階で公園整備というものをどういう形で想定していたかということ、屋外の子どもの遊具を充実させた広々とした公園というものを想定しておりました。

先ほど1年半前から町民の意見を聞いて進めたということをおし上げたのですが、令和3年度に実施したまちづくり町民みらい会議において、理想の公園というものを町民の皆さんにワークショップ形式でいろいろ挙げていただいたのですが、その中で雨の日でも遊べる室内の遊び場をぜひ造ってほしいという声が我々が想定した以上に多く上がってしまっていて、最後まとめのところでも何を優先すべきかという議論にもなったのですが、外の遊具と同じぐらい子どもの雨の日の室内遊び場が必要ではないかという意見が多く寄せられて、ちょっと私たちが意外だったので、その後、子育て支援センターの話も先ほどされましたけれども、庁舎内の公園整備検討委員会関係課の職員が集まって、公園整備について議論する委員会なのですが、その中にも子育て支援センターの所長にも参加してもらって、子育て支援センターと公園のすみ分けというか、その辺についてもちょっと確認してみたのですが、やはり子育て支援センターはある程度利用者が固定化されて、同じような顔ぶれが毎度利用するという性質の使われ方をしているということと、あと土日は基本的に使えないということもあつたり、時間も限られていたりということなので、子育て支援センターとは違うニーズが保護者の間ではあるのではないかと。もしそういう公園の敷地内に室内で遊べるスペースをつくってもらえるのであれば、恐らく子どもを持つ保護者の皆さんは喜んで利用するのではないかと、ここを確認も取れております。

ただ、利用時間とかは重なる部分についてはうまく調整したりということで、二重にならないよという配慮は必要かと思うのですが、それぞれそこを利用する保護者の層というのが若干違うということをおししていますので、両方あることによってそれぞれのニーズを拾うことができるという考えで進めております。

考え方については以上となります。

1、委員長（小田） 前崎委員。

1、委員（前崎） 先ほども言いましたけれども、時間をかけて数多くの住民の方から意向調査を実施して、それらがこの第6次まちづくり推進総合計画に反映されているわけでありましてけれども、特にその中で絞り込んだ部分で広尾町の重点プロジェクト8項目を審議して議決をしたという経緯がございますけれども、当然そういった意味ではいろんな部分部分での住民の意見がありますけれども、例えば1番目の重点プロジェクトで観光交流施設について、「広尾町の特産品やサンタランドの魅力などをつめこんだ拠点（観光交流施設）をつくる」ということで、多分そういった部分のいわゆる商工業者であったり、いろんな町民の方もおられると思いますし、それがただこの部分だけに特化して住民のワークショップ的なことをやられて、基本的な計画に、そういった根っこになる部分が町民意向調査で変わっていったという部分で、今までの審議の経過もそうですし、この6次のまちづくり推進総合計画に当たってのまちづくり委員会ですよね。数多くの会議を開いて、当然その中では住民要望を取り入れた部分で会議を開いたり、あるいは専門部会を開いたりということで、この10年間の計画を打ち立てたということを見ると、全体の町民の要望、町民の声、これをやっぱり精査して予算執行に当たっては議会として慎重に審議をしながら進めなければならないと思うのですが、今の防災公園の部分が町民意向調査でプラスになった部分、どこかでマイナスの部分があるとすれば、議会で議決した基本構想、基本計画が根底から崩れてしまうのかなというような意見も実際ありましたよね。その辺でやっぱり議会として多分こういう形で審議できるのは今回初めてだと思うのです、ずっと議員協議会で説明を受けていただけであって。

そういった意味では、結果としていきなりそういった町民交流施設の予算が出てきて、今日、基本設計ですか、これから来年度、多分、実施設計とかが出てくると思うのですが、今日がそういった意味では議会として審議するスタートラインかなというふうに思うのですが、その点について、今まで総務常任委員会の所管事務調査で数多くの意見が出されてきましたけれども、そういった意見を再度見直すとか、そういった部分の考えについてどのように考えているのか、お答えをいただきたいと思います。

1、委員長（小田） 及川企画課長。

1、企画課長（及川） この公園整備事業を進めるに当たって基本となるのは第6次まちづくり推進総合計画でありまして、1年半前のまちづくり町民みらい会議から実質的に検討というか議論がスタートしたのですが、そのときに観光交流施設、実施計画にも載っている事業なのですが、それと新たに造ろうとしている公園整備が町民の交流拠点というところ、あと町外からも誘客できるというところ、そういうところで共通する要素が多々あるのではないかとということで、公園施設の中に観光交流施設を併設できるかできないかというところも併せて検討しようという方針にその当時なりました。

メリットとしては、駐車場を共有できたりだとか、トイレも共有できたりということで、経費を削減できるという効果もあったり、あと、より多くの人を誘客できたり、町民が集いやすいというようなメリットがあったので、そのような方針で進めていたところなのですが、ただ実際、事業費をはじき出したり、こういうふうにレイアウトをつくったりする段階で、かなり事業費が膨

らむということが分かりましたので、先ほど副町長が説明したとおりに、ある程度内容を精査して優先順位をつけてやりましょうというところの議論の中で、やっぱり一番ニーズの大きいのは、室内の遊び場、これをまず最優先すべきだろう、屋外の公園と同じタイミングで供用開始すべきだという方針になりました。そうすると、観光交流施設という名称で併設できないかという検討もしていたので、観光という要素をそこには含むことができないという判断になりました。

なので、町民交流施設というのは、名称は似ていますが、子どもの室内遊び場と公園のトイレの機能を有したのみの建物ということで、これは公園の機能の一部というふうに捉えていただければと思います。観光交流施設については、計画がなくなったわけではなくて、これはもともと後期の計画に計上しておりまして、今も削除しておりません。なので、こちらは実施計画の後期の内容を協議するときに再度どうあるべきかというのを検討することになるかと思います。

1、委員長（小田） 前崎委員。

1、委員（前崎） 先ほどの説明で観光交流施設は後期だからということなのですが、前期だから後期だからということではなくて、10か年の計画で基本構想、基本計画はつくっていますよね。そういった中で、この重点プロジェクトも10年間のやる構想、計画をのせたものが出されているわけですから、加えて観光交流施設に、この基本計画にも書いていますけれども、いわゆる町外の方が広尾に特産品を求めたり、サンタランドの魅力を詰め込んだもの等でまた来たくなる町を目指すということで、町外に対するアピールといいますか、そういった意味では、町民交流施設というのは、あくまで町内、広尾町内の人たちを主に呼び込むというような施設であって、そういった意味で大きな差異があるというふうに思うのです。

それと、もう一つなのですが、この町民交流施設、面積200平米を予定しているということの説明を受けたのですが、その中で仕様とかレイアウトとか、建物の中身についてはこれから基本計画の中で決めるということなのですが、普通、例えば私どもが住宅を建てる場合は、多分、総面積とか予算を決めた上で、例えば和室が何部屋でリビングが幾らで、キッチンの広さがどのくらいと、ある程度建て主としてのそういった構想というのを示しますよね。それが全く決まっていないという説明だったので、例えば室内交流施設、平ホールなのか、そういった遊ぶ施設も造るのかというようなことでもって建設単価も違ってくると思うのですが、その辺のいわゆる建て主としての構想というのが示されていないのですが、それらも含めて再度検討する必要があるかと思うのですが、その点についてどのように考えているか、ご説明いただきたいと思います。

1、委員長（小田） 及川企画課長。

1、企画課長（及川） 観光交流施設については先ほど後期に掲載している事業だということを申し上げたのですが、具体的な検討にはまだ至っていないという段階であります。

議員協議会だったか所管事務調査だったかちょっと記憶にないのですが、どこかの時点で町民交流施設を公園内に造る際に、そのレイアウトについて、将来的にそこに何か違う機能の建物を横に併設することができるような配置にするということで、もし観光交流施設がやっぱり公園の中に造ったほうが良いという方向になれば、町民交流施設の周辺にそういった建物を造ることができると

いう余地はレイアウト的にはあるのですが、そこも含めてまだ観光交流施設というものをきちんとした議論のテーブルには上げておりませんので、それはまた後期の実施計画の際に関係者の意見も聞きながら判断するべきかなと思っております。

1、委員長（小田） 北藤委員。

1、委員（北藤） 私、志村委員の関連に伴ってちょっと質問したいと思います。

私は、何だかんだこれを反対したいということではないのです。やることに對して防災公園を造る周りに、今、松田委員も一般質問で出されたキャンプ場、基本構想のあれにも10項目からの間にキャンプ場という施設を建ててくれという項目もあったわけですよ。ですから、そういう人が集まれる公園というものを目指してやっていってもらいたいなという私の思いです。

以上です。

1、委員長（小田） 及川企画課長。

1、企画課長（及川） 今ご提案いただきましたキャンプもできる公園はどうかという趣旨なのですけれども、これは実際町民からもそういうアイデアが出されておまして、それも議論の中に含まれてはいたのですけれども、いろいろレイアウトを検討していく段階において、キャンプ場についてはシーサイドパークでというような方針もあったものですから、この公園についてはキャンプができるというところまでは想定しておりません。今後そういった町民の意見もあろうかと思しますので、何か方法がないかというのは検討の余地はあるのかなと思いますけれども、この構想ではキャンプできるような形にはなっておりません。

1、委員長（小田） 北藤委員。

1、委員（北藤） 私、何でもこういうことを言ったかといいますと、シーサイドパークのあそこにまた同じものを造って、これからキャンプに来る人が何人来るのか、防犯的にも俺は心配だと思う。ですから、やっぱりこういう公園の敷地内に建設したほうが町民の安全のためにいいのではないかということで提案したわけです。

1、委員長（小田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 公園整備につきまして、今いろいろな委員から、ご質問並びにご提言も含めてご意見、質疑をいただいたところであります。

公園整備を進めるに当たっての目的等につきましては、担当課長、副町長のほうから申し上げたとおりであります。広尾町のまちづくり、これからどうやって進めていけばいいのかというところでありまして、第一には産業振興をしっかりとしながら、経済の基盤をつくる。そして、それに伴って担い手対策をしっかりとする。もう一つの大きな柱は、何といたっても子育て支援であります。もう全国各地でこの子育て支援、どう進めるかというところでもあります。いろんな経済支援も含めて、広尾町にこの子育て支援で欠けているものは何かというところを第6次の計画でいろんな方々から意見を聞いたときに、やはり公園、これが非常に不足をしている、子どもたちが自由に遊べる公園がない、そういうところでもあります。ほかの町に連れて行って遊ばせるのだという意見が大多数でありました。私も経験からいって、子どもたちが遊ぶところを見ると、ほかの町へ行けば子どもたちが自由に公園で、それから原っぱでボール遊びなど含めてやっているということでもあります。そ

の必要性については、議員の皆様方も十分ご理解をいただいているところだというふうに思っております。

総務常任委員会1回、議員協議会6回、丁寧に時間をかけて、もう大きな事業でありますから、それだけ時間をかけて今日まで説明をしてきたところでもあります。その中で理解もいただいたというふうに判断をしていたところではありますが、今回もこういうご意見が出たところでもあります。説明したとおりでありまして、しっかり子育て支援をする中で、この計画をぜひ進めていきたいなというふうに思っているところでもあります。

公園自体の規模から言えば面積自体はそんなに大きな面積ではないのですが、あの敷地をグリーン帯、グリーンパークというのでしょうか、グリーンの広場を造る、そして防災倉庫を1億2,000万円で作るということも含まれての7億円であります。そういったことも、広尾の住民がいい公園がないからほかの町村に行く、その反対になるのだというふうに思っています。サンタランドの動線のところにもつくところでもありますし、そういった意味では、まさに交流の施設に大きな財産としてなるのではないかというふうに思っております。また、町の真ん中にそういう大きなスペースがあるというところ、これも大きな利点だというふうに思っているところでもあります。

あと、大きな事業を進める上で財政の問題であります。担当のほうから説明申し上げましたように、いろいろな補助事業を利用しながら一般財源が極力少なくなるような形でこの事業を進めていきたいなというふうに思っているところでもあります。これからいろいろな大型プロジェクトも続くわけでありまして、しっかりとした財政シミュレーションも担当のほうにさせているわけでありまして、厳しい財政状況の中でもありますけれども、これから子育て支援をはじめ、住民が安心して生活できる環境を整える、そういった考え方でこの公園整備を進めているところでもあります。

委員の皆様方の深いご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

1、委員長（小田） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本日はこの程度にとどめ散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

なお、明日9日は午前10時から予算審査特別委員会を開会します。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 2時49分